

令和4年度 雲仙市老朽危険空家除却支援事業

【事業内容】

安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化等により危険な空き家の除却を行う方に対して、除却費の一部を補助します。

※申請前に除却(解体)された方は、補助の対象となりませんので、ご注意ください。

【補助対象建築物】

現在、使用されていない木造又は鉄骨造で、国が定める評点が合計100点以上となる危険な空き家住宅（過半が住宅で使用されていたものに限り。）※事前協議により現地確認を行います。

【補助対象者】

- ① 建築物の所有者
 - ② 相続人（他の相続人の同意が必要です。）
 - ③ ①又は②の方から除却について同意を受けた方
- ※上記以外の他の権利者がある場合は、その権利を有する方の同意も必要となります。

【補助対象経費】

- 次のいずれか少ない額
- ①解体・運搬・処分にかかる費用（業者見積り）の8/10
 - ②国が定める除却工事費により算定した額の8/10
- ※家具等の処分などは含みません。

【補助金額】

補助対象経費の1/2（上限額：50万円）

【受付期間】

申請受付：令和4年12月23日(金)まで
※予算が無くなり次第終了させていただきます。

【注意事項】

- ①申請については、事前協議により補助対象となるかの確認が必要です。
 - ②申請者において、市税の滞納がある場合は補助金の交付が制限されます。
 - ③補助金交付決定前に工事着手された場合は、補助の対象となりません。
 - ④補助金交付決定を受けて60日以内に完了する工事が対象となります。
 - ⑤令和5年2月末までに除却工事を完了する工事が対象となります。
- ※その他にも要件がありますので、詳しくは下記問合せ先までお願いします。

【問合せ先】

雲仙市 建設部 建築課(吾妻庁舎別館2F)
TEL：0957-38-3111

